

調査・研究ノート

韓国の農業と農業政策

WTOとFTAへの対応

韓国農業に対する関心が高まっている。

韓国の農業構造は日本とよく似ており、WTO交渉においても韓国は日本と共通の主張を行っている。また、東アジアの経済統合や日韓自由貿易協定の議論が盛んになっており、隣国である韓国の農業を知ることが日本農業の将来を展望する上でも重要である。

一、韓国農業の概況

(一)農地と農家

韓国の国土面積は九・九万平方km(日本の約四分の一)であり、日本の東北地方と関東地方を合わせた面積にほぼ等しい。人口は四六六万人(二〇〇〇年)で日本の約四割にあたり、このうち首都ソウルに一〇百万人(二二%)が住んでいる(ちなみに北朝鮮は面積二・三万平方km、人口二三百万人である)。朝鮮半島の東部は山地が多く、国土の六五%は山林である。農地面積は一、八八九千ha(日本の約四割)で国土面積の一九%を占め、農地のうち水田は六一%である。

農家戸数は一三八万戸で、一戸当たりの平均耕地面積(一・五ha)は日本とほぼ等しい。ただし、専業農家の割合が六五%を占め、日本(一四%)と比べて非常に高い。こ

韓国と日本の農業構造比較

項目	単位	韓国		増減 b/a(%)	日本 2000c	日韓比較 b/c(倍)
		1980a	2000b			
農家戸数	千戸	2,155	1,384	▲35.8	3,120	0.44
専業農家率	%	76.2	65.2	▲14.4	13.7	4.76
農家人口	千人	10,827	4,032	▲62.8	13,458	0.30
農家人口率	%	28.4	8.7	▲69.4	10.6	0.82
1戸当たり世帯員	人/戸	5.02	2.91	▲42.0	4.31	0.68
耕地面積	千ha	2,196	2,098	▲4.5	4,594	0.46
1戸当たり耕地面積	ha/戸	1.02	1.52	49.0	1.47	1.03

資料：韓国「農林部主要統計」、日本「ポケット農林水産統計」他
 (注)・日本の専業農家率の計算では自給的農家を兼業農家に含めている。
 ・一戸当たり耕地面積は耕地面積÷農家戸数で計算

れは日本と異なり近隣に兼業機会が少ないためであり、若者の流出により高齢一世代農家が多く、農家一戸当たりの世帯員数は二・九人と非常に少ない。

(二)農業生産

農業生産の内訳を生産額で見ると、穀物三七・六%、畜産物二五・四%、野菜二一

・一%、果実八・一%、その他七・八%であり、日本よりは穀物(ほとんど米)のウエイトが高くなっている。韓国の米の生産量五二九万トン(日本の五五%にあたる)。小麦、トウモロコシはほとんど輸入に依存しており、大豆も自給率は六%程度である。畜産の飼育頭数を日本と比べると、肉用牛五六%、乳牛三一%、豚八九%で、また野菜の生産量(一、〇四八万トン)は日本の七六%である。

(三)農産物貿易

韓国の農産物(畜産物を含む)の輸入額は六、七八三万ドル、輸出額は一、二七七万ドルであり(二〇〇〇年)、韓国は農産物の純輸入国である。主な輸入品は小麦とうもろこし、牛肉、大豆、主な輸出品は豚肉、人参、キムチ、梨である。輸入自由化、関税率低下、中国からの輸入増大等により農産物輸入は増大している。農産物輸出の六割近くが日本向けであり、豚肉、アルコール、野菜缶詰、栗、松茸等を日本に輸出している。

二、ウルグアイラウンドと農政改革

(一)ウルグアイラウンド合意内容

九四年に最終合意したウルグアイラウンドにより、韓国でも市場アクセスの拡大非関税障壁の関税化、関税率削減)と農業保護の削減が行われた。しかし、韓国が日本と異なるのは、米を特例扱いにし関税化しなかったこと(周知の通り日本も特例にしたが九九年より関税化)と、農業に関して

は途上国扱いになったことである。この途上国扱いにより、①農業保護(A.M.S)を一〇年間で一三・三%削減(日本は六年間で二〇%削減)、②平均関税率を一〇年間で平均二四%削減(日本は六年間で平均三六%削減)、③米のミニマムアクセス数量を初年度一%で一〇年間で四%に拡大(日本は初年度四%で六年間で八%に拡大)、というように先進国に比べて緩和した条件が設けられている。また、大麦、大豆、馬鈴薯、トウモロコシ、乳製品、トウガラシ等米以外の多くの農産物を関税化したのが、関税割当を導入した品目が多く、高い二次関税を設けている。

(二) 農政改革

ウルグアイラウンド合意を受け、韓国は農政対応を迫られた。具体的には九四年にウルグアイラウンド対策が打ち出され、構造改善事業費を一〇年間で一〇兆円確保し、生産基盤整備、競争力向上対策等を行うこととし、農業機械化、施設園芸の推進が行われた。一方、九七年に「環境農業育成法」が制定され(二〇〇一年に「親環境農業育成法」に改正)、九九年からは「親環境農業直接支払い制度」により環境に配慮した農法転換を助成することになった。また、九九年には「農業・農村基本法」が制定され、二〇〇一年からは稲作農業に対する直接支払いが導入された。このように、韓国の農政はWTO体制に対応して「グリーン」の政策にシフトしてきており、ある意味では日本より進んでいる面があると言えよう。

しかし、通貨危機以降の経済混乱、ウォン安の中で農家負債問題が顕在化し、また直接支払いの金額も農家にとっては十分な水準ではない。さらに、米の消費量減少、WTO再交渉等、韓国の農業はさらなる対応が迫られている。

三. FTAへの対応

(一) チリとのFTA

こうしたなかで、二〇〇二年に、韓国としては初めてチリとの間で自由貿易協定(FTA)に合意した。自由貿易協定とは協定を締結することにより二国あるいは多国間の貿易障壁を原則としてすべて取り除くことであり、農業にも大きな影響を与える可能性がある。日本の場合は農業についての問題があまりないシンガポールと最初のFTAを締結し、農産物の関税率にはほとんど手をつけずに済んだが、韓国の場合、チリとのFTAにおいて農産物の貿易制限削減も盛り込まれた。

協定の内容は、①米、梨、リンゴは除外、②桃、豚肉等は協定発効後一〇年で関税撤廃、③牛肉、鶏肉、ミカン等は関税割当を設定し関税撤廃問題はWTO交渉後に協議、④ブドウは季節関税制を導入し一〇年間で関税率引き下げ、⑤トウガラシ等の野菜類、大豆・トウモロコシ等の穀物はWTO交渉後に協議、というものである。

チリとのFTAの影響は必ずしも明らかではないが、韓国の農業団体は、今後FTAがチリ以外に広がりなし崩しの自由化

が進行することを恐れ、強く反対した。

(二) 日韓自由貿易協定の可能性

EU拡大、NAFTAを契機に世界的に自由貿易協定が増加し、東アジアの経済統合の議論が活発になる中で日韓自由貿易協定も検討されている。

日韓の貿易に占める農産物の割合は、輸入(韓国→日本)三・六%、輸出〇・七%で、輸入と輸出の合計では一・九%と意外に小さい。また、韓国も国内に日本と同様の農業問題を抱えており、日本と韓国との自由貿易協定の中でセンシティブな農産物を協定の例外扱いすることは可能であると考えられる。

しかし、韓国は慢性的な対日貿易赤字の是正を目的に、一九七八年から「貿易先多角化政策」を実施し日本製品の輸入を制限してきた。対日輸入制限は九九年に解除されたものの、現在でも韓国の関税率は日本より高く、自由貿易協定によって関税を撤廃した場合、日本から韓国への輸出が増える可能性が高い。したがって、日韓の自由貿易協定交渉においては韓国側の関税率撤廃のほうに難航する可能性が高い。

隣国として日韓の経済関係を緊密にして共通の経済圏を形成することは望ましいことであるが、日韓関係には歴史問題、北朝鮮問題があり、現実には自由貿易協定の締結に至るまでには時間がかかり、FTAは中長期的な課題であると考えるべきであろう。

(清水徹朗)